

「家畜改良増殖法の一部改正」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の新設」について

令和2年10月19日
畜産課

家畜人工授精所開設者の皆様へ

家畜改良増殖法の一部が改正されました

家畜改良増殖法の一部が改正され、令和2年10月1日から施行されました。
家畜人工授精用精液及び受精卵の適正な生産・流通・利用を確保するため、
次の法改正の概要に留意し、家畜人工授精用精液等を適切に管理してください。

【主な改正概要】

1. 家畜人工授精用精液・受精卵の保存・譲渡の制限

自ら飼養する雌の家畜に注入又は移植する場合の保存は可能ですが、家畜人工授精用精液や受精卵を自家利用の目的以外に保存したり、譲渡する場合には家畜人工授精所を開設しなければなりません(法第12条第2項及び第14条第3項)。

2. 特定家畜人工授精用精液等の譲渡等の記録及び保存の義務

特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を遅滞なく記録し、10年間保存する必要があります(法第32条の5)。

3. 家畜人工授精所（開設者）の毎年の報告義務

家畜人工授精所の運営状況（2の譲渡等の出納の記録を含む）については、毎年、県へ報告する必要があります(法第34条第3項、規則第49条)。

令和2年については、令和2年10月1日から12月31日の運営状況について報告が必要になります。

4. 開設許可証の備置き

家畜人工授精所の開設許可証の交付を受けた開設者は、家畜人工授精所内に開設許可証を保管してください（規則第34条）。

5. 特定家畜人工授精用精液等の表示義務

特定家畜人工授精用精液等を封入する容器（ストロー）に、次の事項を表示してください（第32条の4，規則第42条）。

容器への表示は、収めた容器への表示，又は容器へラベルを貼ることにより，表示を行ってください。

項目	表示事項	備考
家畜人工授精用精液	① 種畜等の名前	種畜証明書が交付されていない雄等の場合は， 個体識別番号（牛に限る）に代えることができる。
	② 採取年月日	
家畜体内（体外）受精卵	① 家畜受精卵を生産した家畜人工授精所等の管理番号	②及び③については，家畜体内（体外）受精卵証明書の番号に代えることができる。
	② 供卵牛及び種畜等の名前又は個体識別番号（牛に限る）	
	③ 家畜体内受精卵の採取年月日又は家畜体外受精卵の検査年月日	

6. 問い合わせ先

- 西部畜産事務所（西部家畜保健衛生所）
電話：（082）423-2441 FAX：（082）424-1826
- 東部畜産事務所（東部家畜保健衛生所）
電話：（084）921-1311 FAX：（084）921-1229
- 北部畜産事務所（北部家畜保健衛生所）
電話：（0824）72-2015 FAX：（0824）72-7334
- 農林水産局 畜産課
電話：（082）513-3607 FAX：（082）228-0396